

成年になったあなたへのメッセージ～相談する勇気をもって

本日（2022年4月1日）、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。18歳、19歳の方は今日から成年（大人）ということになります。

「成年」といわれても実感がわかない…多くの方がそう思うかもしれません。成年になると、親の同意がなくても自分だけの判断で契約を結ぶことができます。一人暮らし用の部屋を借りるのも、クレジットカードを作るのも、アルバイトをするのも、すべて契約で行うのですが、これらが一人でできるようになるのです。

えっ、今のところそんな契約をする予定はないし、契約をする時に気をつければいいじゃん、って？そうですね。でも、あなたにそのつもりがなくても、これからは、様々な商品やサービスの購入、アルバイトなどの勧誘を受けることが非常に増えるかもしれません。未成年の間は、いったん契約を結んでも、未成年者であることを理由に取り消す権利（未成年者取消権）を持っています。そして、そのために、未成年者が契約の勧誘を受けることはほとんどありません。しかし、これからは違います。成年になったあなたをターゲットに、事業者から様々な契約の勧誘がなされることが考えられますし、その中には若い人たちの知識や経験の不足につけこもうという悪質な事業者がいる可能性があるのです。そのような誘いを受けて契約をしてしまうと、未成年の時と違って簡単に取り消すことはできませんので、契約をするかどうか、慎重に判断することが必要なのです。

さて、ここまで読んだ方から、「慎重に判断するってどうしたらよいの？」「失敗して契約してしまったら、あきらめるしかないの？」なんていう声が聞こえてきました。

そこで、成年になったあなたに、“相談する勇気をもって”というメッセージを贈りたいと思います。

判断に迷った時、あるいは判断を間違ってしまったのではないかと心配になった時、一人で抱え込まないで、周囲の人などに相談して下さい。特に、失敗したかもしれないと思う時は、なかなか相談しづらいですね。でも、そういう時ほど、早く相談することで問題が大ごとになる前に解決できることが少なくないのです。先にあげた、悪質な事業者から勧誘されておかしな契約をしてしまった、というような被害（「消費者被害」といいます）に関しては、消費生活センターや法テラスのように専門的な相談機関があります。私たち弁護士も法律の専門家として皆さんの力になりたいと思っています。勇気を出して、まずは身近にいる友人、家族、学校の先生などに、そして、それでは解決できない場合には私たち専門家に遠慮なく相談して下さい。

“相談する勇気”…大人（成年）になったあなたには、是非それをもってほしいのです。

2022年（令和4年）4月1日
第二東京弁護士会 会長 菅沼友子